

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	旅券法の一部を改正する法律案				
規制の名称	旅券の査証欄の増補制度の廃止（旅券法第十二条関係）				
規制の区分	改正（緩和）				
担当部局	領事局旅券課				
評価実施時期	令和4年2月18日				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（課題及びその発生原因） 査証欄の増補は、偽変造防止等の観点から、平成28年に国際民間航空機関（ICAO）が査証欄の増補の廃止を求める勧告を実施しており、現在、査証欄の増補制度を有しているのは、G20では日本のみとなっている。</p> <p>（規制緩和の内容） 旅券の査証欄の増補を廃止し、一般旅券の査証欄に余白がなくなったときに、10年又は5年有効旅券の新規発給申請に加え、より低額な費用で新たに一般旅券（残存有効期間同一旅券）を発行できるようにする。</p>				
直接的な費用の把握	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（遵守費用）</td> <td>査証欄の増補に係る申請は、年間約23,000件（平成28年から令和2年までの平均）あることから、残存有効期間同一旅券の発行も、これと同程度であると推計される。また、残存有効期間同一旅券の発行手数料は、6,000円であり、査証欄の増補の申請に係る手数料は2,500円であることから、差分の3,500円が、1件当たりの遵守費用となる。これらを乗じた約80,500千円が、新たな遵守費用として発生すると見込まれる。</td> </tr> <tr> <td>（行政費用）</td> <td>増補紙の製造が不要となるものの、残存有効期間同一旅券発行のための審査に係る行政費用等の増加が見込まれる。</td> </tr> </table>	（遵守費用）	査証欄の増補に係る申請は、年間約23,000件（平成28年から令和2年までの平均）あることから、残存有効期間同一旅券の発行も、これと同程度であると推計される。また、残存有効期間同一旅券の発行手数料は、6,000円であり、査証欄の増補の申請に係る手数料は2,500円であることから、差分の3,500円が、1件当たりの遵守費用となる。これらを乗じた約80,500千円が、新たな遵守費用として発生すると見込まれる。	（行政費用）	増補紙の製造が不要となるものの、残存有効期間同一旅券発行のための審査に係る行政費用等の増加が見込まれる。
（遵守費用）	査証欄の増補に係る申請は、年間約23,000件（平成28年から令和2年までの平均）あることから、残存有効期間同一旅券の発行も、これと同程度であると推計される。また、残存有効期間同一旅券の発行手数料は、6,000円であり、査証欄の増補の申請に係る手数料は2,500円であることから、差分の3,500円が、1件当たりの遵守費用となる。これらを乗じた約80,500千円が、新たな遵守費用として発生すると見込まれる。				
（行政費用）	増補紙の製造が不要となるものの、残存有効期間同一旅券発行のための審査に係る行政費用等の増加が見込まれる。				
直接的な効果（便益）の把握	主要国では既に現存しない増補制度を廃止することで、我が国旅券の信頼性を維持できる。また、これまで、査証欄の増補の申請は年間約23,000件（平成28年から令和2年までの平均）あったところ、この申請が新たな旅券の発行申請に置き換わることになるため、手続費用の削減効果は見込まれないが、旅券に対する信頼性の維持を享受できる。				
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。				
費用と効果（便益）の関係	査証欄の増補に係る申請は、年間約23,000件（平成28年から令和2年までの平均）あることから、残存有効期間同一旅券の発行も、これと同程度であると推計される。また、残存有効期間同一旅券の発行手数料は、6,000円であり、査証欄の増補の申請に係る手数料は2,500円であることから、差分の3,500円が、1件当たりの遵守費用となる。これらを乗じた約80,500千円が、新たな遵守費用として発生すると見込まれる。一方で増補紙の製造が不要となるものの、一般旅券発行のための審査に係る行政費用等は増加が見込まれるが、旅券に対する国際的な信頼性を維持する効果は期待できる。旅券所持者は遵守費用の負担はあるものの、旅券に対する信頼性の維持を享受できることから、当該規制の内容変更は妥当である。				
代替案との比較	査証欄の増補を廃止し、当該旅券の残存有効期間に関係なく、新たに一般旅券の新規発給（5年又は10年有効）を申請することができることを代替案とすることが考えられるが、代替案は、規制内容の変更案より遵守費用が増加することになる一方で、効果は規制内容の変更案と同じであるので、当該規制内容の変更案が妥当である。				
その他関連事項	将来の旅券行政の法的・政策的側面の検討を行う有識者で構成される「旅券行政問題研究会」を設置しており、この研究会を活用したいと考えている。メンバーは法律（国際法、行政法）、財政学、情報システム等を専門とする大学教授や旅券行政に関わる実務家等で構成されている。令和3年度は11月4日及び12月23日に開催。令和4年度以降も継続して開催する予定。				
事後評価の実施時期等	改正法施行5年後				

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	旅券法の一部を改正する法律案
規制の名称	旅券の失効に係る例外規定の整備（旅券法第十八条第一項第二号関係）
規制の区分	改正（緩和）
担当部局	領事局旅券課
評価実施時期	令和4年2月18日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（課題及びその発生原因） 新型コロナウイルスの感染拡大を受けて現地政府が行った外出制限措置等により、旅券の発行の日から6か月以内に在外公館に出頭できずに旅券が未交付のまま失効し、特に国外居住者の滞在に問題が生じる状況が発生している。</p> <p>（規制緩和の内容） 旅券の発行後、申請者が6か月以内に当該旅券を受領しない場合、法第18条第1項第2号の規定に基づき当該旅券はその効力を失う（未交付失効）が、国外において申請者が旅券を受領できないやむを得ない事情があると認められるときには、6か月を経過したときにも旅券がその効力を失わないこととすることができるようにする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	当該規制内容の変更による費用負担の変化はないため、ベースラインと比べて新たな遵守費用は発生しないと考えられる。
(行政費用)	現行制度以上の行政費用は発生しない。
直接的な効果(便益)の把握	国外に滞在する日本人が必ず所持しなければならない旅券を、発給申請したにもかかわらず申請者の責に帰さないやむを得ない事情で受領できなかった場合において、申請者に再度申請させることなく交付できるようにすることにより、申請者にとって負担の軽減となる。
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の関係	当該規制内容の変更による費用負担の変更はないため、ベースラインと比べて新たな遵守費用は発生しないと考えられる。さらに国外に滞在する日本人が必ず所持しなければならない旅券を、発給申請したにもかかわらず申請者の責に帰さないやむを得ない事情で受領できなかった場合において、申請者に再度申請させることなく交付できるようにすることにより、申請者にとって負担の軽減となる。これらの費用と効果を比較すると、当該規制の緩和は妥当である。
代替案との比較	6か月の交付期間や例外規定を設けず、旅券の有効期間中は交付を受けることができるようにすることを代替案とすることが考えられるが、代替案は、申請者が受領する期日が遅れた分だけ、受領する旅券の残存有効期間は短くなるほか、行政側で旅券を管理する日数が長期間となる。一方で効果は規制内容の変更案と同じであるので、当該規制内容の変更案が妥当である。
その他関連事項	将来の旅券行政の法的・政策的側面の検討を行う有識者で構成される「旅券行政問題研究会」を設置しており、この研究会を活用したいと考えている。メンバーは法律（国際法、行政法）、財政学、情報システム等を専門とする大学教授や旅券行政に関わる実務家等で構成されている。令和3年度は11月4日及び12月23日に開催。令和4年度以降も継続して開催する予定
事後評価の実施時期等	改正法施行5年後

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	旅券法の一部を改正する法律案				
規制の名称	旅券の発給申請手続等の電子化（旅券法第三条、第十七条、第十九条の三関係等）				
規制の区分	改正（緩和）				
担当部局	領事局旅券課				
評価実施時期	令和4年2月18日				
規制の目的、内容及び必要性等	<p>（課題及びその発生原因）</p> <p>現行の旅券法では、一般旅券の発給等の申請者は、申請時における旅券窓口への出頭と紙媒体による申請書類の提出に加え、交付時においても出頭が必要である。そのため、IT技術が進んだ現代において、申請者の利便性と旅券事務の効率化の観点から改善が求められている。</p> <p>（規制緩和の内容）</p> <p>令和2年12月に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」及び同計画を継承する令和3年12月に閣議決定した「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画」においてオンライン化する手続として旅券事務が明記されたことを踏まえ、旅券の発給等の申請手続等において、申請者の利便性の向上及び旅券事務の効率化を図るため、一般旅券の発給申請、紛失・焼失の届出、渡航書の発給申請等の手続のオンライン化を行うために必要な事項等を定める。</p>				
直接的な費用の把握	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">（遵守費用）</td> <td>旅券の発給申請手続をオンライン申請で行うことを選択した国民について、当該申請のために機器の購入等の費用が新たに発生することが考えられるが、情報通信白書（令和2年 総務省）によれば、2019年における世帯のモバイル端末（携帯電話等及びスマートフォン）の普及率は96%であることから、本規制への対応のために機器等を購入するケースはごく僅かであり、遵守費用はほぼ発生しないと考えられる。</td> </tr> <tr> <td>（行政費用）</td> <td>当該規制緩和に伴うシステム開発や維持管理の費用が増加する。システム開発に要する費用は、令和2年及び同3年で合計約26億円を計上した。</td> </tr> </table>	（遵守費用）	旅券の発給申請手続をオンライン申請で行うことを選択した国民について、当該申請のために機器の購入等の費用が新たに発生することが考えられるが、情報通信白書（令和2年 総務省）によれば、2019年における世帯のモバイル端末（携帯電話等及びスマートフォン）の普及率は96%であることから、本規制への対応のために機器等を購入するケースはごく僅かであり、遵守費用はほぼ発生しないと考えられる。	（行政費用）	当該規制緩和に伴うシステム開発や維持管理の費用が増加する。システム開発に要する費用は、令和2年及び同3年で合計約26億円を計上した。
（遵守費用）	旅券の発給申請手続をオンライン申請で行うことを選択した国民について、当該申請のために機器の購入等の費用が新たに発生することが考えられるが、情報通信白書（令和2年 総務省）によれば、2019年における世帯のモバイル端末（携帯電話等及びスマートフォン）の普及率は96%であることから、本規制への対応のために機器等を購入するケースはごく僅かであり、遵守費用はほぼ発生しないと考えられる。				
（行政費用）	当該規制緩和に伴うシステム開発や維持管理の費用が増加する。システム開発に要する費用は、令和2年及び同3年で合計約26億円を計上した。				
直接的な効果(便益)の把握	紙媒体による手続が不要となり、切替申請においては申請時の出頭が不要となることで申請者の負担軽減だけでなく事務負担も軽減される。なお、一般旅券の発給申請のうち、切替申請は年間約87万件（平成28年から令和2年までの平均）程度行われており、そのうちの約20%が電子申請を利用することを目標としている。（「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月閣議決定））				
副次的な影響と波及的な費用の把握	当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。				
費用と効果(便益)の関係	旅券の発給申請手続をオンライン申請で行うことを選択した国民について、当該申請のために機器の購入等の費用が新たに発生することが考えられるが、情報通信白書（令和2年 総務省）によれば、2019年における世帯のモバイル端末（携帯電話等及びスマートフォン）の普及率は96%であることから、本規制への対応のために機器等を購入するケースはごく僅かであり、遵守費用はほぼ発生しないと考えられる。また、紙媒体による手続が不要となり、切替申請においては申請時の出頭が不要となることで申請者の負担軽減だけでなく事務負担が軽減される。システム開発や維持管理の費用が増加するが、効果が上回ると考えられることから、当該規制の緩和は妥当である。				
代替案との比較	オンラインによる申請の対象を切替申請のみに限定することを代替案とすることが考えられるが、代替案は、規制内容の変更案より対象者を限定し、得られる効果も規制内容の変更案より限定的となるので、当該規制内容の変更案が妥当である。				
その他関連事項	将来の旅券行政の法的・政策的側面の検討を行う有識者で構成される「旅券行政問題研究会」を設置しており、この研究会を活用したいと考えている。メンバーは法律（国際法、行政法）、財政学、情報システム等を専門とする大学教授や旅券行政に関わる実務家などで構成されている。令和3年度は11月4日及び12月23日に開催。令和4年度以降も継続して開催する予定				
事後評価の実施時期等	改正法施行5年後				